

2023年12月25日改訂

会員各位

日本内視鏡外科学会 ロボット支援手術検討委員会
委員長 竹政 伊知朗

**日本内視鏡外科学会
ロボット支援手術プロクター認定制度(消化器・一般外科)
申請手続きのご案内**

2019年12月4日の日本内視鏡外科学会 理事会において、「ロボット支援手術プロクター認定制度規則(消化器・一般外科)」が承認されました。このロボット支援手術プロクター認定制度(消化器・一般外科)への申請手続きについては、以下および本制度規則などをご参照のうえ、正しい手順でご応募くださいますようお願い申し上げます。

1. 申請資格

「ロボット支援手術プロクター認定制度規則(消化器・一般外科)第6条」を参照のこと。
申請時に年会費を完納していることを必須とする。

2. 申請受付期間および結果通知時期

3月～7月頃までの申請分：10月頃に通知

8月～10月頃までの申請分：1月頃に通知

11月～2月頃までの申請分：5月頃に通知

※受付期間および通知時期は、理事会が4月中旬/9月中旬/12月中旬に開催される場合の予定であり、実際には各年度によって異なりますので、ご注意ください。

※到着した申請については、随時受付いたしますが、事務局にて申請書をお預かりし適宜理事会承認となります。

3. 申請方法

各申請書類をホームページよりダウンロードし、入力後にその他必要書類とともに事務局まで郵送のこと。(簡易書留による送付とし、それ以外の方法で送付した場合の事故などについては、一切の責任を負わない。)

一旦受け付けた申請書類はいかなる事情があっても返却しない。

なお、受取通知を希望する場合は、返信用官製ハガキ(必ず、宛先住所・氏名を明記のこと)を同封すること(希望のない場合は受取通知しない)。

4. 提出書類

(1) 消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター認定申請書(書式1)

申請者の署名(または記名押印)のある原紙を提出すること。

※申請書の内容と会員登録情報が異なる場合は、会員登録情報も更新してください。

(2) 履歴書(書式1-2)

申請者の署名(または記名押印)のある原紙を提出すること。

- (3) 日本消化器外科学会 消化器外科専門医認定証のコピー
※有効期限内であること。
- (4) 日本内視鏡外科学会 技術認定証のコピー
※有効期限内であること。
- (5) 消化器・一般外科ロボット支援手術および指導実績一覧表(書式 2)
主たる術者として次の申請術式毎の条件を満たす経験を記入すること。
※実績の術式名は医科点数表第 10 部の区分番号(Kコード)に対応した名称で記入すること。
例: 腹腔鏡下噴門側胃切除術(ロボット支援手術)K655-5
※**ロボット支援食道切除術**プロクターの申請・・・20例以上執刀
※**ロボット支援胃切除術**プロクターの申請・・・40例以上執刀(うち、5 例は食道切離・再建を伴う症例とし、そのなかに胃全摘術 2 例以上を含む)
※**ロボット支援直腸切除術**プロクターの申請・・・40例以上執刀
※**ロボット支援結腸切除術**プロクターの申請・・・40例以上執刀(ただし、既にロボット支援直腸切除術のプロクターの資格を有している場合は、ロボット支援結腸切除術を主たる術者として10例以上執刀した経験があることで足りるものとする。)
- (6) 消化器・一般外科ロボット支援手術関連業績目録(書式 3)
消化器・一般外科ロボット支援手術に関して各種学会および学術雑誌において、1 件以上の論文発表、あるいは学会発表(主著、あるいは共著)が必要となる。
論文は 1 ページ目のコピー、学会発表は抄録のコピーを添付すること。
※論文および学会発表は申請該当術式のものとし、学会発表実績は、全国学会もしくはそれに付随する地方会、JSES 公認の研究会等の学会発表実績とすること。
(複数臓器での申請の場合には、各臓器に該当する術式の業績が必要となる。)
※直腸または結腸にかかる申請では、大腸に関するものであれば、直腸と結腸の区別は問わない。
- (7) 推薦状(書式 4)
申請者の消化器・一般外科ロボット支援手術手技を評価しうる 2 名の推薦状を提出すること。
※2 名の署名が必要となる。推薦者は、申請者と同等、もしくは上の立場の方が望ましい。該当者がいない場合には、役職をもつ第三者の署名も可とする。
- (8) 申請日から過去 5 年以内のロボット支援手術プロクター教育セミナーの参加証明書(コピー)
※対象は総会中に開催されたロボット支援手術プロクター教育セミナー(現地もオンデマンド配信受講も可)の受講に限る。本会 e ラーニングのロボット支援手術プロクター教育セミナーの修了証の提出による申請は不可。

- (9) 消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター認定審査料の振込票の控え
※振込日・振込人・振込金額・振込先が確認できるものを提出する。画面コピーなども可。

5. 審査料

審査料は、臓器(申請術式)毎に 10,000 円とする。

(審査料は申請臓器毎に必要となる。例えば、胃・直腸・食道の 3 臓器のプロクター認定を申請する場合は、30,000 円となる。同時の申請時でも、別々の申請時でも同様。)

【審査料振込先】

三井住友銀行 大塚支店 普通 2207090
一般社団法人 日本内視鏡外科学会 プロクター
シヤ)ニホンナイシキョウゲカガツカイ プロクター

【複数領域での申請】

同時に複数臓器での申請は、書式 1 の申請臓器に○をすること。

領域を追加して申請の場合は、書式 1 の取得済臓器を記載すること。

【資格更新】

消化器・一般外科のプロクター認定資格は 5 年ごとに更新を必要とする。その際に認定されているすべての術式について資格が更新される。

(複数臓器の認定資格を保有している場合、資格更新時にすべての臓器の認定期間を揃え、最初に取得した臓器の認定期間で管理することとなる。)

6. 問い合わせ

事務的な問い合わせは事務局まで連絡のこと。ただし、審査については規則や手引きを参照のこととし、個別の問い合わせは一切受け付けない。

7. 申請書類の送付先

日本内視鏡外科学会事務局 プロクター認定制度

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 14F

日本コンベンションサービス株式会社内

以上